
宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく

届 出 の 手 引 き

(規制区域の指定の際に行われている工事の届出)

令和7年5月

福岡市住宅都市みどり局建築指導部

開発・盛土指導課

は じ め に

この手引きは、福岡市において規制区域の指定の際に規制区域内において行われている工事に係る届出の手続きについてまとめたものです。

届出の手続きを行う場合は、この手引きにより制度をよく理解していただくようお願いいたします。

なお、許可申請等の手続きに関しては、「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の手引き」を確認ください。

<凡 例>

本手引きに記載している法令等の名称は、次のとおり省略しています。

- | | | |
|-----|---|---|
| 法 | … | 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号） |
| 政令 | … | 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号） |
| 省令 | … | 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号） |
| 市条例 | … | 福岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和 6 年条例第 72 号） |
| 市規則 | … | 福岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例施行規則（令和 7 年規則第 53 号） |

目 次

第 1	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域について	1
第 2	規制区域の指定の際に行われている工事の届出	
1	届出対象工事	2
2	届出に必要な書類	2
3	手続きの流れ	4
4	届出書等の様式について	4
5	問い合わせ先	4

第 1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域について

福岡市における規制区域は、次のとおりです。
※福岡市のホームページで公表しています。
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/morido/00001-2.html>

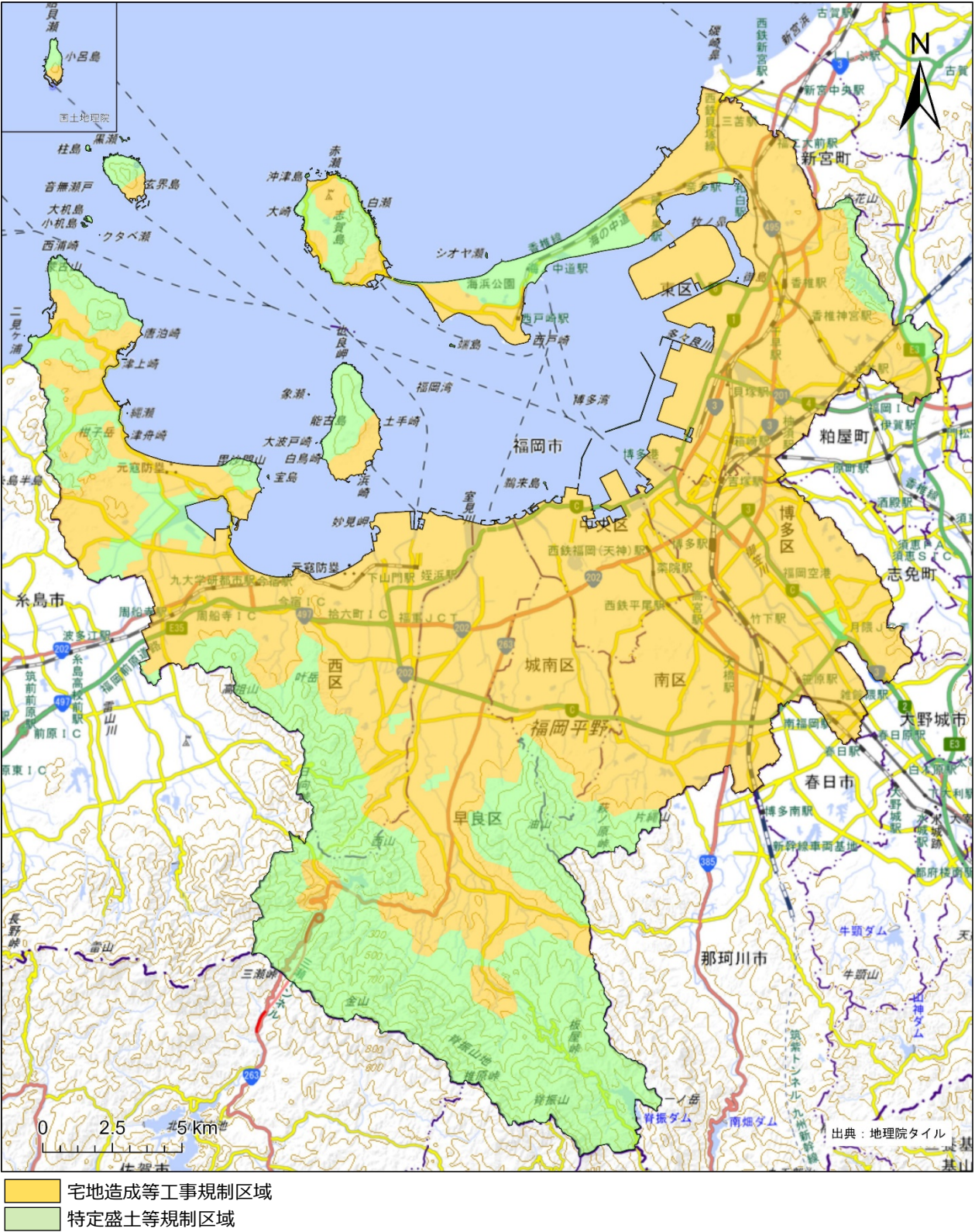


図 1 規制区域図

第2 規制区域の指定の際に行われている工事の届出

1 届出対象工事

規制区域の指定の際に行われている宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に係る一定規模の工事については、法第21条第1項又は第40条第1項に基づき、規制区域の指定があった日から21日以内（令和7年6月16日（月）まで）に届出書を作成し、住宅都市局建築指導部盛土指導課へ提出してください。

ただし、旧宅地造成工事規制区域において、規制区域の指定前に都市計画法に基づく開発許可又は宅地造成等規制法の許可を受けた工事については、届出は不要です。

また、法により許可を要しない工事に該当するものについても不要です。（詳細は許可申請等の手引きを参照してください。）

表1 届出対象規模

区域	行為	届出対象規模
宅造区域 及び 特盛区域	宅地造成	①盛土で高さ1m超の崖を生ずるもの ②切土で高さ2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さ2m超の崖を生ずるもの （①②を除く）
	特定盛土等	④盛土で高さ2m超のもの（①③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超のもの※（①～④除く）
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超のもの ②堆積の面積500㎡超のもの※

※ 盛土等前後の標高差が30cm以下の部分の面積は含みません。（表2-2も同様）

2 届出に必要な書類・図面

届出にあたっては、表2-1の①～③、⑥の書類を提出してください。

ただし、規制区域の指定の際に行われている宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に係る工事が、表2-2に掲げる規模のものである場合は、①～③、⑥の書類に加え、④及び⑤の図面を提出してください。（提出部数：1部）

表2-1 届出に必要な書類・図面

	申請書類・図面	明示すべき事項
①	届出書（省令様式第15又は第16）	
②	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
③	届出地及び周辺の写真	盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
④	地形図	縮尺、方位及び土地の境界線
⑤	土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線、盛土等を行う部分 等
⑥	その他の書類	他法令の許可等を受けた場合は、その写し

表2-2 図面の添付が必要な規模

区域	行為	対象規模
宅造区域 及び 特盛区域	宅地造成	①盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの ②切土で高さ5m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さ5m超の崖を生ずるもの （①②を除く）
	特定盛土等	④盛土で高さ5m超のもの（①③を除く） ⑤盛土又は切土の面積1,000㎡超のもの※（①～④除く）
	土石の堆積	①堆積の高さ5m超のもの ②堆積の面積1,000㎡超のもの※

<申請書類等の作成にあたっての留意事項>

①届出書

- ・工事施行者
工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者を記載してください。
- ・工事をしている土地の所在地及び地番
住居表示ではなく地番を記入し、複数の地番がある場合は省略せず、すべてを記載してください。
- ・工事をしている土地の面積
届出に係る土地の総面積であり、盛土や切土を行わない部分も含みます。
- ・盛土のタイプ
「平地盛土」… 勾配 1/10 以下の平坦地で行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
「腹付け盛土」… 勾配 1/10 超の傾斜地盤上で行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
「谷埋め盛土」… 谷や沢を埋め立てて行う盛土
- ・盛土又は切土の高さ
許可等の対象となる部分の最大高低差を記載してください。盛土と切土が混在する場合は、行為によって生じる最大高さ（盛土と切土を行った後の形状で一番高いところと一番低いところとの高低差）を記載してください。
- ・盛土又は切土をする土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積
届出に係る盛土、切土又は土石の堆積を行う部分の面積の合計を記載してください。盛土等前後の標高差 30cm 以下の部分の面積も含みます。

③届出地及び周辺の写真

盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況が分かる写真に、撮影位置・撮影方向等を明示した見取図を添付してください。

④地形図

縮尺、方位及び土地の境界線（等高線は 2 m の標高差を示すものとする）を明示してください。

⑤土地の平面図

【宅地造成又は特定盛土等の場合】

次の内容を明示してください。

- ・縮尺、方位及び土地の境界線
- ・盛土又は切土をする土地の部分
- ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグランドアンカーその他の土留めの位置

※植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載してください。

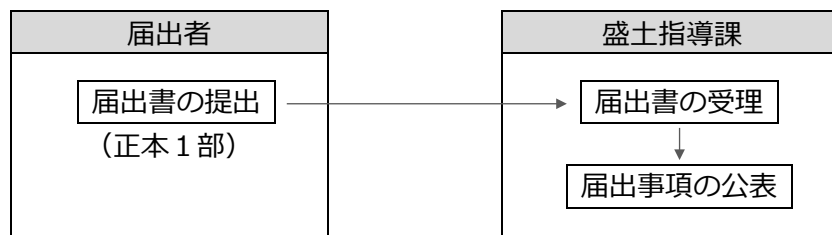
【土石の堆積の場合】

次の内容を明示してください。

- ・縮尺、方位及び土地の境界線
- ・勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容
- ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置
- ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容
- ・堆積した土石の崩壊に伴う土石の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容

3 手続きの流れ

届出者は申請書類 1 部を盛土指導課へ提出してください。届出された事項については、市のホームページで公表します。



※届出があった宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に係る工事について、災害防止のための必要な措置がとられていないなど、災害の防止のため必要な場合は改善命令を行うことがあります。

4 届出書等の様式について

届出に必要な様式については、市のホームページで公表しています。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/morido/00001.html>

5 問い合わせ先

住宅都市みどり局建築指導部開発・盛土指導課

所在地：福岡市中央区天神一丁目 8 の 1（市庁舎 4 階）

電話番号：092-707-3902

FAX 番号：092-733-5584

電子メール：kaihatsu-morido.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく

届出の手引き

(規制区域の指定の際に行われている工事の届出)

福岡市住宅都市みどり局建築指導部開発・盛土指導課

TEL : 092-707-3902

FAX : 092-733-5584

E-mail : kaihatsu-morido.HUPB@city.fukuoka.lg.jp